

# 公益財団法人泉屋博古館 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人泉屋博古館定款（以下定款という）第16条及び第29条の規程に基づき、本財団の理事、監事及び評議員（以下役員という）に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の定義)

第2条 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金をいい、使用人を兼ねる理事が、使用人として受ける財産上の利益は含まない。

## 第2章 役員報酬

### (報酬の支給)

第3条 役員報酬は、無報酬とする。

- 2 ただし常勤の理事及び監事に対しては、1人あたり年額1千万円を超えない範囲で、評議員会の決定により報酬を支給することができる。
- 3 前項で決定された金額は、毎月、振込により支給する。

## 第3章 役員に対する費用その他の支払い

### (費用)

第4条 役員が、その職務遂行に当たって費用を負担した場合には、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (その他)

第5条 役員が、別途理事長より博物館評価委員に指名され、評価委員会に出席したときは、1回につき5万円を限度として出席謝金を支払うことができる。

- 2 役員が、当財団が発行する紀要・図録その他書籍に執筆したときは、通常第三者が執筆したときに支払われる原稿料に相当する金額を限度として原稿料を支払うことができる。

## 第4章 規程の変更

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

## 附則

1 この規程は、当法人が公益認定を受け、移行の登記をした日から施行する。